

北海道告示第11057号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年8月3日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その26)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 農山漁村振興交付金(最適土地利用対策) 農地の有効活用や維持を図るため、市町村等が行う荒廃農地の再生利用活動や発生防止の取組を支援するため、交付金を交付する。				農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く) 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 財産管理台帳 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 農地等活用推進事業	市町村 農業協同組合 土地改良区 農地中間管理機構 地域協議会	市町村等が次に掲げる事業を行う場合における当該事業に要する経費 1 農地等利用推進事業 (1)資料の把握、区画形状・用水計画の検討、計画平面図作成 (2)専門家の派遣、ワークショップ (3)先進地視察、研修 (4)最適土地利用計画及び整備計画の策定 2 農地等利用整備事業 (1)刈払・伐根 (2)集積・運搬 (3)除礫 (4)耕起・整地 (5)土壌改良 (6)施設整備等補完整備事業 (i)基盤整備 ア 農業用排水施設 イ 農道 ウ 暗渠排水 エ 客土 オ 区画整理 カ 農地等保全 (ii)農業環境整備 ア 簡易トイレ イ 農機具収納施設 ウ 農業用ハウス	別記1のとおり					

<p>(2) 低コスト土地利用支援事業</p>	<p>市町村 農業協同組合 土地改良区 農地中間管理機 構 地域協議会</p>	<p>市町村等が次に掲げる事業を行う場合における当該事業に要する経費</p> <p>1 粗放的農地利用事業</p> <p>(1)粗放的利用推進事業</p> <p>(i)資料の把握、区画形状・用水計画の検討、計画平面図作成</p> <p>(ii)専門家の派遣、ワークショップ</p> <p>(iii)先進地視察、研修</p> <p>(iv)最適土地利用計画及び整備計画の策定</p> <p>(v)粗放的利用体制整備</p> <p>ア 放牧(家畜レンタル、家畜運搬、管理経費等)</p> <p>イ 蜜源・緑肥・省力作物等(種苗費、管理経費等)</p> <p>ウ 植林(苗代、管理経費等)</p> <p>エ 省力化機械の導入</p> <p>(2)粗放的利用整備事業</p> <p>(i)放牧に関する整備</p> <p>ア 電牧器整備</p> <p>イ 電気牧柵</p> <p>ウ 給水施設整備</p> <p>エ 繫留施設整備</p> <p>オ 簡易家畜舎整備</p> <p>カ 家畜衛生整備</p> <p>(ii)蜜源・緑肥作物の作付け及び鳥獣緩衝帯機能を有する植林に関する整備</p> <p>ア 刈払・伐根</p> <p>イ 集積・運搬</p> <p>ウ 耕起・整地</p> <p>(iii)省力化機械による整備</p> <p>ア 刈払・伐根</p> <p>イ 耕起・整地</p> <p>(iv)省力作物等の作付けに関する整備</p> <p>ア 刈払・伐根</p> <p>イ 収集・運搬</p> <p>ウ 除礫</p> <p>エ 耕起・整地</p> <p>オ 土壌改良</p>	<p>別記1のとおり</p>					
-------------------------	---	--	----------------	--	--	--	--	--

	<p>2 生産性検証事業</p> <p>(1)食糧増産推進事業</p> <p>(i)食糧増産体制、検証項目、品目の 検討</p> <p>(ii)専門家の派遣、ワークショップ</p> <p>(iii)営農指導、研修</p> <p>(iv)食糧増産計画策定</p> <p>(v)生産性検証体制整備</p> <p>ア 種苗費</p> <p>イ 肥料費</p> <p>ウ 薬剤費</p> <p>エ 水利費</p> <p>オ 生産管理費</p> <p>カ 農業用機械・施設リース</p> <p>キ 機械経費</p> <p>ク そのほか検証に必要な経費</p> <p>(2)食料増産実証整備事業</p> <p>(i)刈払・伐根</p> <p>(ii)除礫</p> <p>(iii)耕起・整地</p> <p>(iv)土壌改良</p>						
--	---	--	--	--	--	--	--